

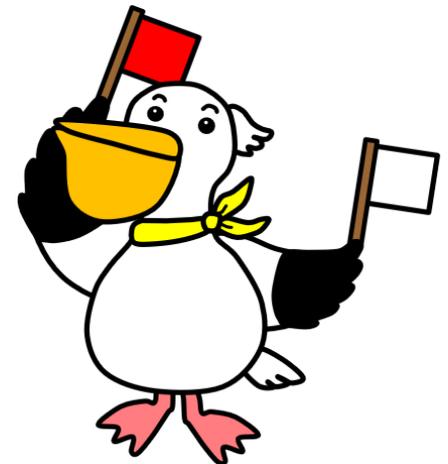
第5回医療観察法医療体制に関する懇談会

保護観察所における施行状況

令和4年2月4日

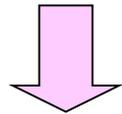
法務省保護局総務課精神保健観察企画官室

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響と対応
- 2 家族支援
- 3 ピアサポート事業



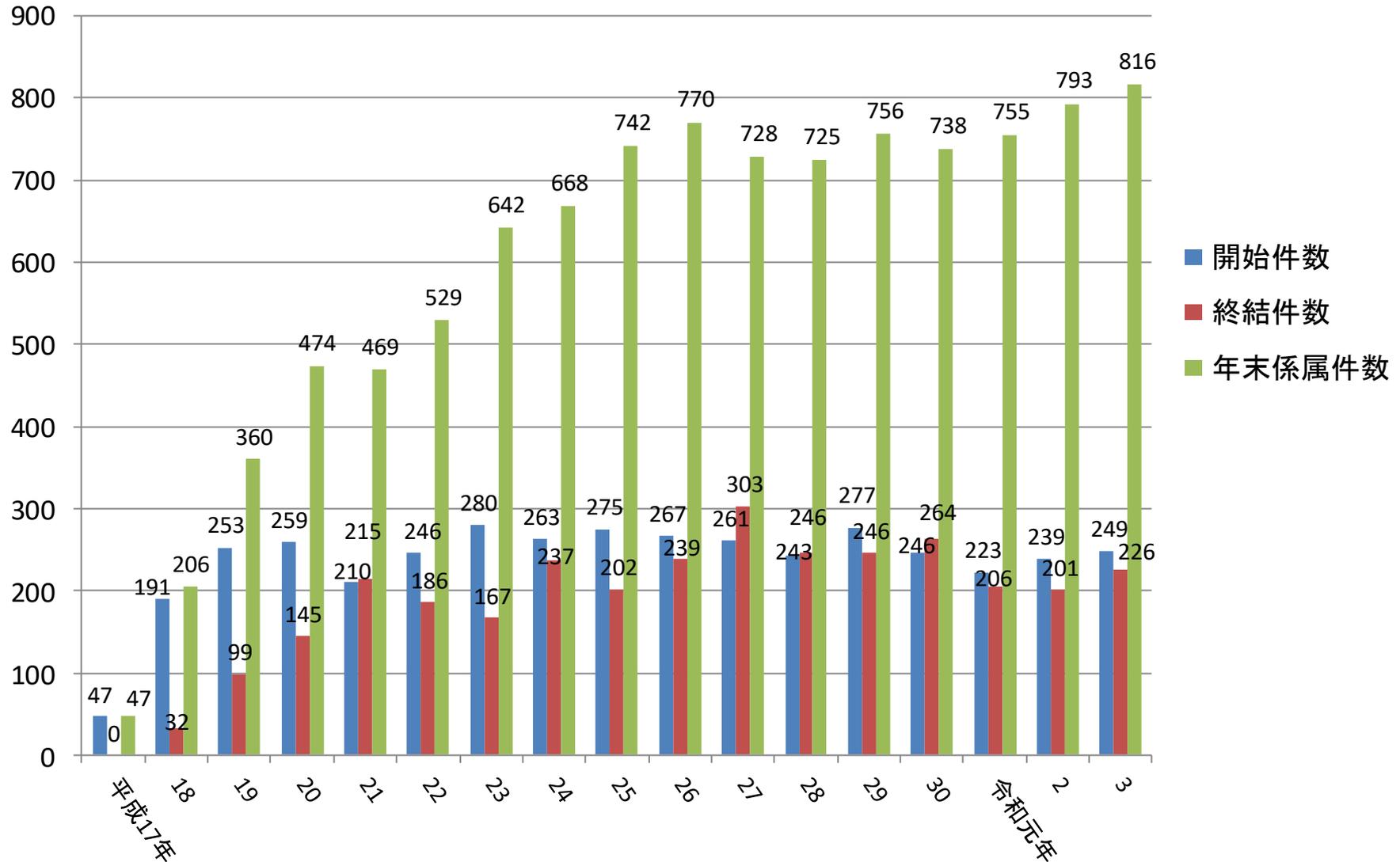
新型コロナウイルス感染症の影響

- 対象者との対面による面接や外泊・外出が制限される。
- 受入先が平常時にも増して受入れに消極的になる。



生活環境調整が予定どおり進まない。

生活環境調整事件数の推移



コロナ禍における代替手段の活用

① テレビ会議システムの導入増

保護観察所と接続できる指定入院医療機関

5か所（令和2年5月）⇒10か所（令和3年12月）

（うち3か所はモバイル端末（ノートPC））

② ウェブ会議サービスの利用

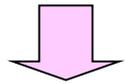
- 令和3年度補正予算において、ウェブ会議用タブレット端末・モバイルルータ購入経費が新たに認められた。
- コロナ終息後も、医療観察業務を弾力的に実施する手段の一つとして利用していく予定。

主な利用場面

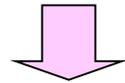
- CPA会議への参加
- 入院処遇中の対象者との面接
- ケア会議の開催

家族支援の実施

- 対象者の社会復帰の促進を図る上で、家族等からの支援・協力を得ることは重要
- 対象行為の被害者の約4割が家族等



- 家族等に精神障害への理解や対象者への適切な対応方法を身につけてもらうための支援が必要

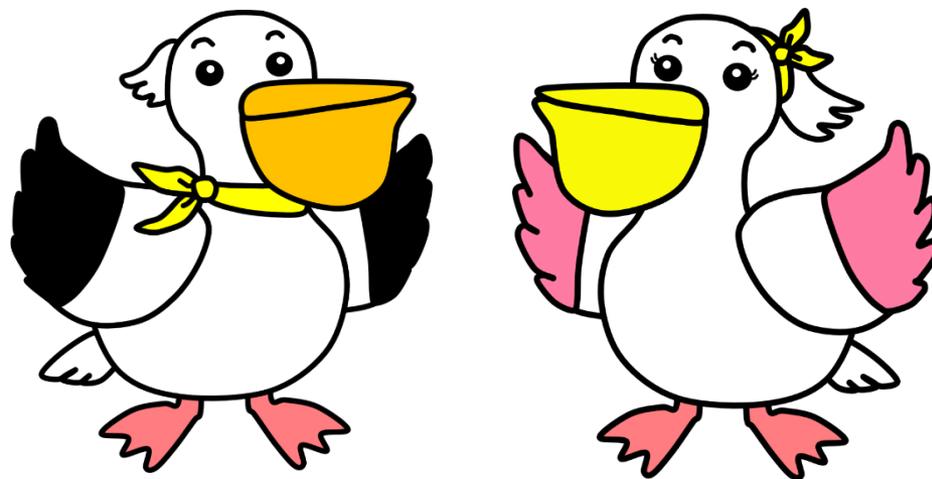


- 令和2年度は7庁で実施。令和3年度は15庁において実施予定

ピアサポート事業の実施

- 精神保健観察の元対象者のうち適任者に「医療観察ピアサポーター」として協力してもらうもの
- 医療観察法の処遇を受けていたころを振り返り，病気や精神症状のつらさ，医療・福祉の利用経験，回復の過程，処遇終了後の暮らしぶりなどについて対象者と共有，当事者の視点から助言等
 - ⇒精神保健観察対象者の社会復帰の意欲の喚起等
- 令和3年度の実施庁（静岡，名古屋）

御清聴ありがとうございました。



医療観察制度普及啓発用キャラクター
『ペリハンさん』と『ペリカちゃん』